

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十二項、第二十六条第一項及び第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一号中「建築物」の下に「その他の工作物（以下「建築物等」という。）」を加え、同条第二号中「建築物」を「建築物等」に改める。

第十二条第七項中「建築物」を「建築物等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に、この政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げる作業のうちこの政令による改正前の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げられていないものが行われている場合における当該作業については、大気汚染防止法第十八条の十七及び第十八条の十八の規定は、適用しない。

## 理由

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、作業基準の遵守義務等の対象となる特定粉じん排出等作業の範囲について、建築物以外の工作物を解体する作業等が含まれるよう規定の整備を行う必要があるからである。